

詐欺防止のための事前心構え

(投資系詐欺や企業関連詐欺など)

(はじめに)

詐欺を未然に防ぐ被害を受けて解決するには労力がかかりますが、未然に防ぐのは心構えです。

普段、一般的に買い物などでしている行動に類似した心構えをするだけで、ほとんどの詐欺については事前防止をすることができます。

チェック項目 1

「取引相手を確認する」

多額のお金を預けたり、支払ったりする取引相手のことを、どのくらい知っていますか。例えば、店舗や会社・事務所の場所、自宅、立ち寄り先などの所在地や正確な氏名など、取引相手がどこの誰なのか、しっかりと確認しましょう。正体不明の相手と取引するのは危険です。

投資系の詐欺や企業取引を狙った詐欺などでは、事前の調査に著しい欠落があることが、ほとんどです。

例えば、投資に関する資料が新聞切抜きばかりで実際の運用実績を示す明細の提供がなかったり、またはそうした書類を求めなかったり、といったケースがあり、これと類似したケースも多く見受けられます。

スーパーマーケットのチラシなどで食品を選ぶ場合、価格を比較検討したり、品質表示や産出国などの表示をチェックしたりすると思いますが、これと同様、投資も運用明細や資産の管理状態、法的登録が必要な行為などに関する整備状況など、最低限チェックすべき項目はあるのです。

1 円単位の差に敏感なのであれば、投資や取引など大きな金額の取引には通常の買い物とは違う、より注意深い観察と慎重な判断が必要なのです。

チェック項目 2

「儲け話にのらない事」

「今、コレが儲かる。」と言われる頃には、大抵の儲け話は、すでに甘みがなかったりするものです。また、「あなただけ」「限られた方だけ」などの「～だけ」という表現は儲け話にはよくあることですが、その本来の根拠を確認せずに取引をする事は、非常に危険です。世の中にある儲け話は、大多数がありもしない虚構である事を忘れずに。

特に「今だけ」「あなただけ」というのは、通常のセールスでも使われる常套手段です。こういうセールストークを展開されると、「今買わなきゃ損するかも」「自分だけ得した」というような心理状態に陥りやすくなり、冷静さや注意力を鈍らせると考えられています。企業間取引のシーンでは「御社にだけ打ち明けますが…実は…」のような話から、競合他社より優位になっていると考えてしまいがちですが、こうした話の展開は、およそどの競合他社の担当者にも話をしているはずで、こうした話に「今、契約しなければ…」と考えてしまう前に、そうした話の事実確認や事前の調査をする事は必要なビジネス行為であると考えます。

また、投資などでも「あなただけに教えるけど…実は…」と言うのは、詐欺を行う人物の多くが展開するセールストークであると言われていています。こうした会話を展開させる事で、「今申し込まなければ…」「私だけしか知らない設け話」という錯誤に陥り、冷静な注意力を失わせてしまうのです。

チェック項目 3

「簡単にサインしない事」

「今すぐ！！お申し込み下さい！！」という営業トークや広告は多くありますが、これは、今すぐ申し込まないと損をするかもしれないと思わせる言葉のギミックである事が多いのです。一種の思考停止に「今すぐ！！」「今だけ！！」などという言葉で誘い、契約などをさせてしまう心理テクニックとも言われています。また、「〇〇御申込書」や「仮契約書」などと題目がついていても、その内容や規約をきちんと確認しましょう。契約とは言葉だけでも成立してしまいますから、例え題目が「仮契約」であっても「〇〇御申込書」であっても契約が成立してしまう事があります。そのため、内容を精査し、サインや押印は良く考えて行いましょう。

つまり、契約書というのは、内容が重要であり、それについている題名はそれ程重要ではないと考えられています。

また、法的な専門用語などを業者側だけの説明で理解したつもりになっていると、そこに落とし穴があったりするものですから、わからない規約などがある場合は、一度持ち帰ったり、再考して良く契約内容を確認すべきです。

チェック項目 4

「十分な担保を取る事」

詐欺は「財物を交付して」、悪質商法も「お金などを交付して」はじめて被害となります。つまりは、お金や不動産など資産となるものを取られてしまう状態になるわけです。そのため、物としての担保物権や人的担保としての保証人など、根拠があり比較的回収可能な保証を事前に得る事が大切です。もしも、被害を受けたときに回収までの流れが、比較的簡単に作れます。

企業間取引で掛金などの期間が長くリスクがある場合では、例えば「根抵当権」や「経営者などの個人保証」、投資などのリスクでは、契約による保証制度の明記や企業としての資産などを事前に確認する事が大切です。

もしも、詐害行為を受けて裁判などで勝訴したとしても、債権回収は別問題ですから、きちんと回収できないと公正なる判決もただの紙切れとなってしまう可能性もあるのです。

(コラム)

無差別的な詐欺の被害を防ぐ近年ではインターネットや電話などによる詐欺事件が相次いで起きています。確認する事オレオレ詐欺などは「成りすまし」をする事が大きなポイントです。

例えば、息子や孫、警察官や弁護士などに成りすまして電話をしてくるわけです。

こうした場合は、「確認」することで、簡単に見破る事ができます。

また、インターネットやメールなどで起きるトラブルの場合、基本姿勢として、見たことのないもの身に覚えのないことは、無視する事が妥当な判断と言えます。例えば、「回収のためにお宅に伺います。」→「身に覚えがないので警察に通報します。」、(出会い系サイトの請求やエッチなサイトの請求などで)「全部わかってるぞ!!」→「クッキー情報などで全てを判明させる事はできない(サイトを見ただけでは、閲覧者がどこの誰なのかといったデータ収集は原則的に不可能)」、「債権を買い取りました。もしくは、代行して取り立てます。」→「法務省の許可業者か確認しましょう。」というように、考えておけば、強制的に何かをできるわけではないという事がわかります。他人の資産を裁判所の許可なく差し押さえる事などできないのです。ですから、裁判所からの通達以外は基本的には身に覚えのないものは無視する事が大切です。

一般的には優れている人でも、突然の出来事や何らか身に覚えがあるような脅迫などを受けてしまうと、気が動転してしまう事があるようです。

ですから、誰もが狙われる危険性があると考え、一呼吸おいて冷静な判断ができるように心掛けましょう。簡単な心掛けだけで、多くの詐欺は未然に防ぐ事ができるのです。